

# 地域ネットワークニュース

～平成30年6月の勉強会のお知らせ & 5月の勉強会報告～

## 第245回 地域ネットワーク勉強会

### 子どもの発達段階と発達が気になる子の理解

午前の部(10:30～12:00)生まれてからの生育・成長過程

午後の部(13:00～14:30)発達障害の種別と特性

講師：穂積妙子氏（臨床発達心理士）

つくば子どもと教育相談センター代表

6月14日(木)

午前10時30分  
～午後2時30分

神栖市保健・福祉会館  
別館 1階 集会室B

乳幼児期は、生涯にわたる発達の基礎が培われる時期です。子どもの成長は、それぞれが異なる資質を持つことから、個人差があります。そのため、子育てに関わる際は、同じ月齢や年齢の子どもの平均や標準に対して一律に行うのではなく、の発達過程を踏まえることが大切です。

今回の勉強会では、午前中に乳幼児から児童期の発達段階とその道筋、午後は生まれつきの脳機能の障害である発達障害の種別と特性、年齢に応じた支援のポイントをお伝えします。現在子育てをしている方、保育士等の子育ての支援をされている方など、みなさんの参加をお待ちしています。



※今月はファミリーサポートセンターが実施する「子育てサポーター養成基礎研修」との合同開催です。  
※午前もしくは午後への参加もできます。どちらも参加される方は昼食をご用意ください。

会場内には情報提供・紹介コーナーを設けています。福祉や医療に関する事業所等のパンフレットやチラシ、研修会のご案内など、配布、展示いたします。当日のご持参でもかまいません。みなさまからの情報をお待ちしています。申込・問合せ先 神栖市社協 地域福祉推進センター 担当 名雪・飯田 電話 0299-93-0294

## 第244回 地域ネットワーク勉強会報告 5月29日開催

### 知っておきたい！障害年金の受給要件と手続き 参加者37名

講師：神栖市国保年金課 浅野聡史氏



障害年金を受けるには、大きく3つの要件があります。

①障害の原因となった病気やケガの初診日（初めて医師等の診療を受けた日）が国民年金・厚生年金保険の加入期間、若しくは初診日が20歳前または60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間であること。②障害や傷病の程度が法令に定められた規定を満たしていること。③保険料の納付要件を満たしていること。（初診日が20歳前の場合は除く）

障害年金の申請は年金機構の書類審査によるもので、口頭で説明する機会はありません。申請書類の中に「病歴・就労状況等申立書」があり、診断書では伝えきれない障害や病気による生活のしづらさや、どのように症状が進んだのかなどを申請者が記載することができます。この書類を作成するために大きな病気やケガをした際には、身体状況や病状、診療方法などを日頃から記録しておくことが大切になるということについて、とてもわかりやすく伝えていただきました。